

午前10時30分開会

○池田委員長 はい。皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。児童・家庭支援センター所長、また高齢介護課長が、それぞれ公務のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。議案審査が2件、報告事項が、子ども部が2件、保健福祉部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席いただいております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第33号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○大松子ども支援課長 では、教育委員会資料1に基づき、議案第33号、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

5月29日の委員会で既に頭出しをしたものでございまして、項番1の改正理由にございますように、東京都が、保育料を9月から第1子も無償化することに伴いまして、教育委員会で管轄する条例三つを改正することになりましたので、ご説明し、ご審議いただくものでございます。

そして、項番2のとおり、改正対象の条例は、千代田区保育の実施に関する条例、千代田区立こども園条例、千代田区立幼稚園使用条例の三つでございます。

項番3の改正内容につきましては、保育料は原則無料である旨を明記するとともに、無償にならない、無料にならない部分、例えば預かり保育ですとか、延長保育などにつきましては有料である旨、誤解のないように明記いたします。

項番4の新旧対照表につきましては別紙のとおりでございますが、おめくりいただきまして、まず、千代田区保育の実施に関する条例では、3条に無料を明記するとともに、3条の2項で延長保育は有料の旨、明記しております。そして、別表は削除しております。

おめくりいただきまして、千代田区立こども園条例も同様で、8条に無料を明記するとともに、8条の2項で預かり保育、8条の3項で、延長保育は有料の旨を明記しております。そして、別表は削除しております。

おめくりいただきまして、千代田区立幼稚園使用条例では、7条に無料を明記するとともに、7条の2項で預かり保育、7条の3項で、延長保育は有料の旨、明記しております。同様に、別表は削除しております。

そして、施行期日は、東京都に合わせて9月1日を予定しております。

そして、最後の資料、参考資料A4横1枚のものをご覧ください。このたびの改正で影響を受ける第1子の人数と、財政上の影響につきまして、なるべく簡潔に分かるようにさせていただいた資料でございます。簡潔ではございますが、公立、私立で分けてございまして、まず人数は、上の私立で対象の第1子が298名でございます。

そして、右に参りまして、現行で、この保護者が負担する保育料が、総額約1億4,000万ございましたのが、無償化により0円となります。しかし、新しい東京都の補助金

が、この先、2億9,000万円入る見込みでございます。差額が1億5,000万円増収になる見込みでございます。

そして、右の備考に書いてございますように、1億4,000万円に対して2億9,000万円は、ほぼ倍でございますが、これは区がこれまで保護者から頂いていた保育料、これが区の基準額は国の約半分でございます。今度の東京都の補助金は、国基準額の保育料が全額補助されるので、収入が増える見込みでございます。

そして、下に参りまして、公立のほうは、対象となる人数が想定で111名でございます。保護者の負担金がこれまで6,000万円入っていたのが、無償化により0円となります。

そして、下に参りまして、今度、入ってくる東京都の補助金は6,000万円と、見込みで同額の補助金が入ってまいります。これは、右の備考にも書いてございますが、公立に関しましては、私立の全額補助と違いまして、国基準額の2分の1が補助されます。そして、先ほど申しましたとおり、国の基準は区の倍でございますので、もともと区が保護者に頂いていた6,000万円ではなく、その倍の1億2,000万円程度が、これが国基準でございます。これが補助の対象となります。結果として、その2分の1である6,000万円程度が、区の収入となる見込みでございます。よって、公立、私立差し引いて、見込みではございますが、1億5,000万円が増収となる見込みでございます。

簡単では——ご説明は以上でございます。ぜひ、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 保育料が無償になるということで、子育て世代の方には非常に支援になるということになると思います。今のご説明いただいた私立認可保育所の保育料1億4,000万に対して東京都の補助金が2億9,000万、合わせて1億5,000万の増収になりますよという話がありましたけれども。

ちょっとね、今説明していただいたんですけど、ちょっと理解ができなくて。要するに、1億5,000万増収になるのは、何ていうの、保育料の基準というか、東京都と千代田区の。千代田区でご紹介いただいている保育料と、東京都が示している保育料の基準が違うからということなんですか。もう一回説明していただけますか。

○大松子ども支援課長 ただいまご指摘の点でございますが、今のご指摘のとおり、国の基準額は、区の基準額のほぼ倍でございますので、基準額が違うことによって倍の収入が入ってくるということでございます。

○牛尾委員 分かりました。で、この1億5,000万増収になった分というのは、これどういう扱いなんですか。一般財源に入るんですか。それとも、何かほかのものに使うんですか。

○大松子ども支援課長 ただいまのご指摘のとおり、一般会計のほうに入っております。

○牛尾委員 これ、東京都が支出するその補助金というのは、やっぱり目的があるわけでしょう。保育料を無償にするためですよということを出るわけじゃないですか。で、この扱いというのは、自治体が自由に使っていいというふうに、そういう扱いになっているんですか。

○大松子ども支援課長 はい。その裁量につきましては、自治体のほうに任されております。

す。

○牛尾委員 なるほどね。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 資料のほう、ありがとうございます。私立と公立の数字を端的に出していただきまして、東京都のほうは無償化後のところが2億9,000万円というふうになっていますが、公立のほうは1億2,000万円とおっしゃっていましたが、この数字は6,000万円ということで、ちょっと考え方の書き分けが違うというか、その根拠があると思うので、ちょっと説明してください。

○大松子ども支援課長 ただいまの点でございますが、これは、まず東京都の補助が、公立のほうは2分の1でございます、私立は全額なんですけど、公立のほうは2分の1でございますので、それで6,000万円の半分ではなくて、頂いている6,000万の半分ではなくて、国の基準額は、その6,000万が倍の1億2,000万になりますので、その2分の1の6,000万円ということでございます。（発言する者あり）

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 先ほど課長が説明しましたように、もともと千代田の保育料というのは、公立、私立とも抑えられているような状況です。低く抑えられている状況でございます。で、表を見ていただきますと、本来であれば、例えば私立のほうであれば、この倍程度の保育料の収入が、これまで、従前はあったということでございますが、もともと半分程度の保育料しか取っていなかったところ、私立は全額補助をするので、ご覧のような2億9,000万円の収入があるということ。

公立に関しましては、もともと、ここに書いてある6,000万円のほぼ倍の収入が本来あるところを、私立だったら全額なんだけれども、公立は半分しか補助が出ないので、半分程度の保育料を取っていたところに、もともとの基準額の半分程度の6,000万円の収入しかないから、たまたま金額がイコールになったということでございます。

先ほど申し上げたとおり、千代田の保育料が低く抑えられていたということに起因するものでございます。

○小枝委員 そうのことね。うん。うん。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 あと、もう一つ。延長保育料については、これは有料ですよという話がありました。この延長保育については、やっぱり有料にしなければいけないもんなんですかね。それとも、例えばその1億5,000万、上乗せで来るわけじゃないですか。区からもやっぱりその、その辺の支援もしていこうというような考えというのはなかったんですか。

○大松子ども支援課長 ただいまのご指摘でございますが、まず延長保育料を有料にしないといけないという縛りとか決まりはございません。ただ、その上で、今回、確かに見込みとしては増収でございますが、これまで、その増収分に、どうするかに関しましては、区の収入に一応なりますので、また、財政所管と協議の上、そういったところを検討していきたいと考えております。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 基本、よいことだと思いますし、私の――相当大昔ですけど、保育料って、

0歳で6万ぐらいだったかなと。今、もっと高いんでしょうね。そういう、ちょっと基本、最近の知識がないんですけど。それが、さらに半額だったということだと、国基準、東京都基準って、結構十何万ということをお願いしていたんだということですね。そこはちょっと、数字的な現実の国基準、東京都基準、千代田区基準ということをお願いしたい。現状のこととですね。

もう一点、公立、認可と来たんですけども、じゃあ無認可はどうなるんだということが気になります。無認可も、子どもたち、お世話になっているところで、そこだけが対象外になってしまえば、子どもたちも気の毒だし、園側にも気の毒だということになるんじゃないかと。その辺の把握、どうなっているか、お答えください。

○大松子ども支援課長 今、無認可ということでしたが、認可外も対象にはなりません。

○小枝委員 全額。

○大松子ども支援課長 はい。

○小枝委員 同じ。

○大松子ども支援課長 同じでございます。そして、あと、もう一点。国と、都と、区の基準の違いでございますが、例えば、すみません、細かくはちょっと、今、手元にはございませんが、例えばマックスのところ、区の最高階層が5万7,500円頂いているところは、国の場合は10万4,000円でございます。

あと、それに準じて、例えば4万8,900円ですとか4万3,400円ですとかありますが、それに対して、ちょっと国のほうも、その分、その倍近くになっているというふうに申し上げることができます。

○小枝委員 金額については分かりました。あとは、無認可も、ここには私立認可保育所と書いてあるけれども、その中には無認可も含まれているということによろしいんですね。

○大松子ども支援課長 はい。ご指摘のとおりでございます。

○小枝委員 それもいいことなのですが、資料上は無認可何円というふうに書いたほうがいいのかなという気はします。はい。まあ、細かいことですが、今後はね。

○池田委員長 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

子ども支援課長。

○大松子ども支援課長 まず、すみません、訂正から入らせていただきたいと思います。

先ほど私の説明で、認可外も対象となるというふうに申し上げましたが、認可外のほうは、すみません、対象にはなりません。あと、認証保育園のほうは対象になります。（発言する者多数あり）

○池田委員長 休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

子ども支援課長。

○大松子ども支援課長 度々の訂正で申し訳ございません。認可外でございますが、区が現在補助している認可外は、すみません、冒頭に戻って、対象になります。ただ、区の補助に対象になっていない認可外は、全額の補助にはならないということでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 こっちのほうもそういった細かい区分の資料要求をしていなかったと思うのでね。ただ、そこは、実は結構配慮が必要な部分があって、事務事業概要で言うと85ページのところになるんですけども、認証保育所等となっている中に、認証保育所があり、幼保一体施設があり、緊急保育施設があり、区補助対象保育室がありますね。ここは、今の説明で言うと、全額補助対象になるという把握で、で、それ以外のところというのが実はあるというのは、もし事務事業概要の何ページというのがあれば確認できるので、教えてくださいませんか。載っていないか。

○池田委員長 休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時53分再開

○池田委員長 では、委員会を再開いたします。

答弁からお願いします。子ども支援課長。

○大松子ども支援課長 ただいまの認可外につきましては、事務事業概要の89ページにございまして、令和5年度の実績でございますと、児童数のほうは94人で、いわゆる補助金としては、2,647万5,120円を支出させていただいております。

こちらのほうの施設数までは、今のところちょっと、手元にはございません。

あ、すみません。あと……

○池田委員長 はい。続けてください。

○大松子ども支援課長 失礼いたしました。あと、金額につきましては、現在のところ月額で3歳から5歳——あ、失礼しました、今回0歳から2歳児なので、月額最大4万2,000円までの範囲で支給しております。

○池田委員長 限度額があるということですね。

○大松子ども支援課長 はい。ご指摘、そのとおりでございます。

○池田委員長 はい。

よろしいですか。はい。

白川委員。

○白川委員 教育の質についてお伺いします。慶応大学の中室牧子教授が、「「学力」の経済学」という本で、教育を無償化すると質が落ちる傾向があるということを指摘されています。元の論文になったものは日本のものではないので一般化はできないものの、ある程度当てはまるなというのは、無償化によって、そこに預ける親御さんが増えるとか、検証に関して、要するにクレームをつけなくなってしまう傾向があって質が落ちると。あるいは、人手不足になって、保育士さんの質が落ちるなどの指摘がありました。

一応、千代田区では、いろんな方策、質が落ちないための方策というのをなさっていると思うんですが、いま一度、無償化によって質を担保するための方策というものを、どういうことをなされるつもりかお聞かせください。

○大松子ども支援課長 ただいまのご指摘でございますが、確かに無償化にすると、その分、児童数が増えたりして、全体としてという、そういう懸念もございますが、私ども、例えば幼保合同研修ですとか、あと、保育士に対する研修などを踏まえまして、そういったことがないように保育士の質、もしくは全体の教育の質を担保していきたいと存じます。

○白川委員 じゃあ、もう一つは、第三者の目を入れるという工夫は、なさるおつもりでしょうか。

○小川子ども部長 ただいまのご指摘でございますけれども、子ども支援課の中に、やはり保育所の現場を経験したベテランの職員がおりまして、定期的な現場の観察を行ったり、あるいは民間の方に見ていただいたりといったこともございまして、そういった辺りで、きちんとその現場の状況を確認した上で、質を確保していくような対応としております。

○白川委員 もう一つだけ。別の論文だったと思うんですが指摘があったのが、一律に無償化することによって、お金がかからないというところで、評判がいいとか質がいいと言われている保育所、幼稚園に集中するようになるという指摘がありました。そうすると、その格差というんですかね。保育所で格差というのがあるのかどうか分からないんですが、偏りというのがある可能性があると思うんですが、この懸念というのはありますでしょうか。

○大松子ども支援課長 今のご指摘のとおり、無償化になると、その分、もともとの、収入の高い方は、いわゆる私立の、今ご指摘のとおり、評判がいいところに行かせたりという、そういう懸念はございます。ただ、その一方で、公立、私立問わず、保育園を選んでいただくような努力をいたしまして、そういったところの懸念をなるべく払うような努力をしていきたいと存じます。

○池田委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）はい。終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第33号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 心かみ委員、白川委員、牛尾委員、小枝委員、おのぞら委員、西岡委員、えごし委員、賛成全員です。よって、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第33号の審査を終了いたします。

次に、議案第35号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、議案第35号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

仕事と育児、介護を両立できるよう育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の改正のうち、令和7年4月1日施行については、区議会第1回定例会においてご審議の上、原案どおり可決され、4月1日から施行されているところでございます。

今般ですが、育児・介護休業法の改正のうち、10月1日施行に伴い、条例改正を行う必要があることから、条例改正のご審議をお願いするものでございます。

項番1、改正の趣旨です。育児・介護休業法の改正に伴い、仕事と育児の両立を支援する観点から、職員の勤務環境の整備に関する規定を新設いたします。

項番の2、改正内容でございますが、職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、任命権者、教育委員会になりますが、の措置義務についての規定を新設いたします。

措置義務の内容は、表で記載させていただいておりますが、まず、職員本人、またはその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行うこと。また、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行うことといたします。

項番の3、新旧対照表ですが、別紙のとおりとなっております。

項番4、施行期日ですが、令和7年10月1日です。なお、改正に伴う経過措置につきましては、公布の日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これも、職員にとってはね、育児と介護で休みを取りやすくなるということでもいいことだと思うんですけども。問題、例えば休業になった場合に、やっぱり、どうしても、その方の仕事を埋める人が必要じゃないですか。で、そこが、なかなか不足をしていると、取りたいけれどもなかなか気兼ねして取れなというようなことがないように、しっかりと人員の手配だけはしていただきたいんですけど、いかがですか。

○上原指導課長 まず幼稚園教育職員に関しましては、特別区人事、あ、特人厚のほうですね。臨時的任用教員のほうを別に採用しておりまして、そこから育児休業に入る方の採用という形で、人材は確保できております。

○牛尾委員 はい。

○池田委員長 はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）はい。

省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第35号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 ふかみ委員、白川委員、牛尾委員、小枝委員、おのでら委員、西岡委員、

えごし委員、賛成全員です。よって、議案第35号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第35号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長が退席のため、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

○堀米教育長 どうもありがとうございました。

午前11時03分休憩

午前11時03分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）中高生世代応援手当の申請受付の開始について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 中高生世代応援手当の申請受付の開始について、教育委員会資料3により、ご説明させていただければと思います。

まず、制度概要としましては、目的は中高生世代を養育する者に対し手当を支給し、子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の養育費にかかる経済的負担の軽減を図り、中高生世代が安心して暮らすことのできる生活の実現に向けて支援するものでございます。

受給資格者につきましては、区内に住所を有し、中高生世代を養育する者でございます。対象人数は約3,200人。手当額は、中高生世代1人につき月額1万5,000円でございます。手当支給月は、毎年2月、6月、10月の年3回であります。申請方法は、窓口での受付、郵送、あと区のポータルサイトにて申請を行うというふうにしております。

次に、項番2のスケジュールでございます。広報では、7月20日号で掲載を予定しております。また、あとホームページ、SNSにて周知する予定でございます。

また、対象者宛てに、郵送にて本手当に関する申請等の案内を送付させていただきます。発送予定日としましては、7月11日を考えております。

そして、申請受付開始は、案内が届き次第とさせていただきます。で、この申請が必要か必要ではないかにつきましては、米印にもちょっと書かせていただきましたが、令和7年4月1日時点で千代田区から児童手当の認定を受けている場合は、申請が不要としております。

チラシのほうをご覧ください。資料3-2のほうですね。こちら「中高生世代応援手当が始まります！」と。これの裏面のところに、申請が必要かどうかという、分かるフローをつけさせていただいております。

このフローのとおり、区内に住んでおり、千代田区から児童手当を受給している方は、申請が不要となるタイプAでございます。ほぼほぼの方が、こちらのAの申請不要という形になります。Bのタイプは、4月以降に転入された方ですとか、あとは区内在住の公務員の方というふうになります。また、その隣のCのタイプは、児童手当受給者が単身赴任などで区外に住んでいて、その配偶者と児童が区内で一緒に住んでいるというような場合が、こちらに当たります。で、それ以外のレアケースに関しましてはお問い合わせくださいというふうにしております。

資料3-1のほうにお戻りください。

次に、その申請が必要な方の申請期限、こちらに関しては9月30日までとしております。この期限を過ぎた場合には申請日の翌月分からの支給となりますので、しっかりと周知の案内を行っていきたいというふうに思っております。で、初回支給日につきましては

10月24日を予定しており、4月からの遡り分も含め6か月分の支給を行う予定でございます。

次に、もう一枚のチラシのほうですね。資料3-3、税の申告に関するご案内。

こちらのほうで、この中高生世代応援手当は雑所得に該当し、課税の対象となります。それに伴い、必要に応じて手続を行うこととなりますので、その案内というところがございます。雑所得に関することを最初に書いてありまして、次に所得税の確定申告や住民税の申告のこと、そして、その問合せ先についてご案内をしております。

また、周知というところでもあるんですけど、生活保護世帯、こちらに関しましては、生活支援課と連携して、ケースワーカーの方を通じて個別にご案内をさせていただいております。

簡単ではありますが、ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 この手当については、ほかの区の方とか、ほかの県の方から問合せを頂いて、非常にいいものですねというふうに、千代田区はさすがですねというふうな言葉を頂いております。

私も、これ、ずっと千代田区では長く子育てができる区であるべきだということで、評価しております。で、前の代表質問のときに、子ども部長には、きっかけということで、職員が、中学校になると途端に教育費が増えると。うん。そういう切実なきっかけというのを頂いたので、それを基に私もSNSでPRしようというふうに思っております。

で、質問というよりは、ちょっとお願いなんですけど。例えば、年限を切って3年とか、まあ、5年は長いのかな、4年とかで効果検証というのをやっていただいて、どれぐらいの区民の方が喜んでいるか、あるいは、これの制度があるから私は千代田区に来ましたというような人たちを洗い出すと。で、それもまたPRの材料になると思いますので、ぜひ、1回、効果検証というのをやっていただきたいというふうに考えております。

通常のこういった手当などでは、サンセット規定というんですかね、年限を区切って単費を――あ、全然違いました。それを廃止するか存続するかというのを一遍やると思うんですが、これに関しては、廃止するという方向性はあまりなさそうなので、ぜひ、広くこの手当に対する評価というのを一度検証していただきたいと思っております。

できれば、比較のために、その前にも1回やっていただきたいんですが、それは、どちらでもいいかなというのがありますが、ぜひよろしく願いいたします。

○山崎子育て推進課長 効果検証につきましては、この運用状況というのは、やはり我々としても把握しなきゃいけないというところもあります。で、この手当の活用状況とか、あとは実際にどのようなものを使って、あとは教育の環境がどういうふうになっていったとか、そういったところは今後把握していきたいなというふうに考えております。

○池田委員長 はい。それは以前から、議案審査ときから議会のほうでもしっかりと詰めるようにというところは、効果検証は、まあ、これから始めることなんでね、しっかりと。期限は今のところないにしろ、しっかりと進めていただきたいと思っております。

ほか、いかがですか。

○牛尾委員 収入認定になるということでね。なかなか生活保護世帯や非課税世帯の方々は、生活保護世帯はなかなか受け取れないと。非課税世帯の方は、影響が出てくる可能性

があると。で、生活保護世帯への説明を生活支援課のほうでしっかりやっていくと言いましたけど、どのように説明をされるのか教えてください。

○前畠生活支援課長 ただいまのご質問なのですが、一応、対象としては、2世帯2名の児童の方を扶養されている方がいらっしゃるということを確認しておりまして、ケースワーカーを通じまして、先ほどありましたチラシのほうも含めながら、丁寧にご説明をさせていただこうと思っております。

○牛尾委員 やはりね、生活保護世帯の方は、なかなか保護費も減らされる中で、しかも物価が上がっていくということで、かなり生活が大変だと思うんですよ。で、やはり説明と同時に、やはり何らかの別の形の支援というのかな。その辺については、しっかりと検討していただきたいと思うんですけども。そこはよろしくお願いします。

○池田委員長 どうでしょう。

生活支援課長。

○前畠生活支援課長 ただいま委員ご指摘のとおり、ほかの制度なども含めまして、支援をしっかりと行えるように説明を尽くしていきたいと思えます。

○池田委員長 はい。

ほかは。よろしいですか。

○西岡委員 そもそもなんですけど、この中高生世代応援手当というのは、最初、たしか説明を受けたときに、行政として、この事業の捻出がそもそも国が児童手当を拡充しますと。で、そこから区独自で長年やってきた次世代育成手当というのは、すごい好評だったと。だから、その事業をやめて——様々区議会も意見が出ました。そこで区議会議論も経て、中高生世代応援手当にシフトしたという、財源もそうでしたけど、そういう認識で合っていましたよね。

○山崎子育て推進課長 おおむねそのとおりでございます。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 私も西岡委員と、そういう認識ではいるんですけども。金額についてはこれまで様々な議論があって、今回1万5,000円ということでやっていくとは思うんですけども。

一つ、私、質問したいのが、資料3-3のところ、税の申告に対する案内とかですね。やっぱりここ、もともと確定申告がないような基準でということで1万5,000円にされたという経緯もあったと思うんですね。ただ、私は一方で、基の、根拠となる数字、中高生がいかにお金がかかってくるか、そういったところを見ても、やっぱり1万5,000円、ちょっと足りないと思うということもあるので、そこはもう一度検証を、今後も引き続き聞いていただきたいというのは、もう、この前の議論のところですよ。

で、前回かな、委員会で話があったときに、この中高生応援手当、辞退もできるというふうに聞いているんですね。確定申告したくないという方もいらっしゃると思うので、辞退ができるということ、できるんですかというときに、できますというお話があったんですが、これがこのご案内状にはないんですけども、これは電話で問い合わせた人のみ教えてあげるとか、そういう感じなんですかね。

○山崎子育て推進課長 こちら、一応、同封するチラシを参考に、資料としてつけさせていただきます。これ以外にも、申請書と申請書の記載例とかですね。あとは辞退届。こ

ちらは、申請が、先ほど申し上げた、大部分の方は申請が不要な方。もう児童手当の支給を千代田区から受けている方ですね。そういう方に対しては申請不要なんですけど、辞退届のほうは、用紙のほうは入れさせていただくというふうに考えております。

○おのぞら委員 そうすると、辞退についての案内はあるということですよ。届けがただ入っているというだけじゃなくて、辞退したい方はこれをお使いくださいという案内は、どこかには書いてあるということですかね。

○山崎子育て推進課長 案内を送るときに、当然、この手当についての説明ですとか、申請書類のご説明とか、と同時に、辞退届のことについての説明も入れさせていただきます。

○おのぞら委員 今年は9か月分ですよ。12か月分ではないので、9か月——確定申告する場合は1月から12月の期間で申告すると思うので、雑所得としてはこの分に関しては9か月分が入ってくると思うんですけど、今頂いている3-3の資料だと12か月分の18万円と書いてあるので、そこもどこかに何か、今年は13万5,000円ですよというのを書けるといいかなと思ったんですが、それはいかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 ご指摘ありがとうございます。その部分も、案内のほうに少し加えさせていただきたいと思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。いよいよ始まるということで、先ほど検証という話が出ましたが、一つは検証をかける年次というのを、考えがあるかどうか1点。それから、検証をかける際の指標というものについて、その項目立てが整理されているかどうかというのが、2点目ですね。

それで、はい、加えてちょっと意見的なというか、述べてしまうんですけどね。今まで小学校、非常に千代田区の教育は安定していいということで、教育、学転というんですか、何ていうんですかね。学校がいいからマンションを買って移り住む方が結構いたというのが現状だと思います。どっちかという、小学校ぐらいまで。

それが、中高生の学転みたいなことも、教育転入というのも出てくるのかなというふうに思ったときに、いろんな居場所の問題とかね、皆さん投げかけられていますけれども。世代人口の状態をどういうふうに見ていくのかということの推計というのは、あるのかなというのが気になるところです。

以上、大きく3点なんですけど、お答えください。

○山崎子育て推進課長 効果検証につきましては、まだ、いつの時点でやろうというふうなことですとか、あと、その成果指標というのも、これは本会議のほうでも部長から答弁もさせていただいておりますけど。

まず、成果指標につきましては、用途がはっきりとこれだよというふうに決めているわけでもないところから、なかなか定めるのは難しいかなというのは考えているんですが、しっかりと、どのように使われたかとか、先ほども少し申し上げましたけど、学習の環境ですとか、そういったところは捉えていくというところで、効果検証を行っていききたいと。

で、いつ行うかにつきましては、まだ、正直始まったばかりですんで、ちょっとこれを続けた上で、年数1年ぐらい以降は、ちょっと考えていかなきゃいけないかなというふうには、今の現状では思っております。

あと、最後の質問で、居場所ですとか、子どもの居場所の検討とかいうところにつきましては、今後、今年度も様々な会議体等を通じて検討を、在り方とかいうところで、居場所について含めて、子どもの意見とかを聞きながら、様々に検討を進めていきたいというふうに思っております。

○小枝委員 これからということなのですが。あと、様々な会議体というふうにおっしゃって、次世代、何でしたっけ、会議が、まだあるんですかね。様々な会議の、それは教育委員会もあるでしょう。で、これだけの大胆な事業を先駆けてやるからには、例えば、台東区やお隣区からの転入、どうせならというふうになる可能性は十分にあるわけで、そのことによるメリットと、やっぱりデメリットということもですね。

それは給付して、手当を出して、嫌だということは多くはないわけけれども、でも一体何があるのかということやはり想像しないと。やってみなくちゃ分からないという方法ではなくて、導入時には、こういうメリット。喜ばれ、負担軽減される、それから中学から引っ越しされない、そして住み続けてくれる、よかったね。うん。でも、高校を出たら、大学になったら住み続けられなくて引っ越しちゃったであるとか、あるいは、その人口が、今、スタート時が3,200人となっていますね。3,200人が1年で、現状、もうそうした発表をされてから、この世代の転入が増えているのかどうかとか。

そういうことを、やっぱり検証は随時、お忙しいと思うんですけど、かけていかないと過ぎたるは及ばざるということになるので、そこはちょっと引締めが必要なんじゃないかなと。浮き浮きだけではいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○山崎子育て推進課長 先ほど白川委員のほうからも、転出がどうしても中高生世代になってくると増えてくるといってお話もありましたが。確かに、今現在、令和7年の4月1日現在ですと、3,123人、中高生世代ですね、いらっしやいます。また、そういった人口の移り変わり等も含めて、小枝委員おっしゃるとおり、いろいろ検証を、今後も続けていかなきゃいけないというふうに考えております。

○池田委員長 はい。

ほかは。よろしいですか。

西岡委員。

○西岡委員 ちょっと事務的な確認なんですけど、たしか、これ区内に在住する方となっているのは、このご本人たち、要は中高生世代のこの方たち、要は保護者が区内に在住はもちろんなんですけど、要は、ほら、それでもめたというか、東京018だったら子どもに支給されるから、まあ子どもに直接だからいいけども……

○池田委員長 議論になりましたからね。

○西岡委員 ですよ。で、これを、要は海外とか、要は区外に通学する方も、もちろん可能ということだけでも、住民票は、この中高生の方も区内にいないと駄目ですよという認識なんですけど、で、合っているんですかね。ここだと、そういう書き方になっているんですけど。ちょっと確認だけ、お願いします。

○山崎子育て推進課長 基本的には、児童手当受給者に関しては、当然、千代田区から受給されている方という形で、区内に住んでいますよ、受給者はね。ただ、その方が、先ほどちょっと申し上げましたけど、区外に、児童手当受給者の方が区外にいらっしやる。で、

その配偶者の方と子どもの方は千代田区内に住んでいるというパターンもあるということもあって、一部、区内に住んでいるという条件を入れさせていただいたと。そのほうが幅広くフォローができるというところでございます。（発言する者あり）あ、そうです。

○池田委員長 はい。子育て推進課長。

○山崎子育て推進課長 ですので、今のお話の場合は、児童手当受給者は千代田区内にいて、そのお子さんが区外にいる方も、それも当然、対象になります。（発言する者あり）

で、今言っていたこの裏のフローで言うと、右側のところ、チラシの裏のところ、児童手当受給者の配偶者が、千代田区内で児童と一緒に住んでいますかというところで、そのパターンも対象に入れましたよというところでございます。

○池田委員長 よろしいですか。（発言する者多数あり）はい。

様々委員からも、もちろん、あれって、前回の委員会からでも、ここに関しては非常に議論されてきている案件でございます。効果検証というのは当然ですけれども、金額がこれでいいのかというのもありますし、どこまで、何年やるのかというのもきっと出てきますから、引き締めて、このところは、始まったからそのまま流れるというわけではなく、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

で、その人口増というのは、非常に私も個人的には気になっております。中高生の人口がいきなり増えてきているんじゃないかというところは、やはり、そのところも、こういうメリットがあれば千代田区の魅力だというふうに感じれば、移ってくる可能性もなくなってしまうので、しっかりと注視していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）中高生世代応援手当の申請受付の開始についての質疑を終了いたします。

次に、（２）出産費用助成の申請受付の開始について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 出産費用助成の申請受付の開始について、教育委員会資料４に基づきましてご説明をいたします。

制度概要としましては、目的は、経済的負担を軽減し、区内で子どもを持つことを希望する人が、安心して産み育てられると前向きになるよう支援するものでございます。

助成額は、一度の出産につき最大３１万円まででございます。

対象は、令和７年４月１日以降に出産した方のうち、出産前から申請日まで引き続き一年以上区内に在住である方。健康保険に加入している方、出産した子どもと区内で同居している方としてございます。対象人数は、約６００人でございます。申請方法は、それぞれの窓口による受付、あと郵送、区のポータルサイトにより申請を行うとしております。申請期限につきましては、出産育児一時金と同じく２年間としております。

項番２の周知の方法ですけど、こちら広報の７月２０日号で掲載をしまして、ホームページ及びSNS、あと各受付の窓口、あと医師会にもご協力いただきまして、産婦人科関係の医療施設でのチラシの配布、また出生届ですとか、児童手当、医療証等の手続きの際にご案内をしたいというふうに考えております。既に４月以降に出産された方には、個別で案内の通知を送らせていただきます。しっかりと周知のほうをしまいたします。

項番3のスケジュールでございますが、受付開始が7月22日でありまして、初回支給は9月30日を予定しております。

チラシのほうも、今ご説明した内容のほうを書かせていただきまして、お配りをしたいというふうに考えているところです。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのぞら委員 一応確認なんですけれども、港区とほとんど同じになったのかなという認識なんですけれども、これ、双子の場合はどうなりますか。港区だと、双子だとこうなりますよという例も載っているんですよ。千代田区はいかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 双子の場合は、港区さんは29万円を上限にしておりますが、それも算定の仕方です平均を取ったところなんですけど。千代田区の場合、31万円、最大にしておけば、そこも網羅できるというふうに考えておりますので、それでしたら31万円です統一をするとそのほうが分かりやすいというふうな考えで31にしております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 いや、もうすばらしい時代になったなというふうに思うんですけども、多分当然のこととは思いますが、区外産院、それから里帰り出産、全てに、それは何だろう、海外であっても対応するということが大丈夫ですか。

○山崎子育て推進課長 はい。出産する医療機関については、もう区内に限らずでございます。海外でも、しっかりとそれが分かる書類等を用意していただければ対応できます。

○小枝委員 健康保険のほうから負担される基本額みたいなのがあったと思うんですけど、それも、時代は変わって、きっと増額されていると思うんですけど、今は幾らぐらいなんですか。

○山崎子育て推進課長 今おっしゃっているのは、もしかしたら出産育児一時金で、今現在50万円でございます。

また、あとこれ以外にも、各保険によっては控除額などもあったりもするというふうに聞いております。

○小枝委員 例えばこれ、何でしたっけ、無痛分娩とか、何ですか、卵子凍結とか、何かいろんなバラエティーがあるんですよ。自分の時代も産院によってかなり金額が違って、非常にお料理がおいしいところは高かったりとか、日程も4日のところもあれば5日のところもあったりとか。

そうした、区内に今どれだけそういった産院があるのか分かりませんが、中には区外に行ったり、あとトラブル、体内、いろんな出産時のトラブルで増額されることもあります。それは全てに対応できるということですね。

たしか40万ぐらいだったんですよ、私たちのときはね。今って、マックス幾らぐらいかかるんだろう。ベーシックが幾らで、マックス幾らぐらいというのが、もし把握されていたら教えてください。

○池田委員長 分かるんですね。

子育て推進課長。

○山崎子育て推進課長 一応、この31万円にしたのも、千代田区、浜田病院さんとか三井記念病院さんとかを含めて、周辺の病院さんの出産費用の平均みたいなところを取って、

（発言する者あり）いや、あの……

○池田委員長 そうね。80万……

○山崎子育て推進課長 31万円と補助をしたのは、下の50万円プラスなんで、全部で80万円を超えるぐらいが大体平均かなと。この都心部のところにおいてはですね。多分、ほかのところの地区だと50万円ぐらいで済む場合もあったりもするとは思いますが、この周辺でやると大体それぐらいだった。で、そういったところで港区さんも大体同じ金額でやっているというところでございます。

先ほどの対象となる費用に関しましては、分娩から入院、退院でかかる費用に対しては、上限額まではお支払いしますよと。無痛分娩等に関しましても、保険適用されたりもしますが、それ以外の自己負担分、食事の部分ですとか、それ以外にも差額のベッド代とかいろいろあるかと思いますが、そういったところにも適用できますよ。ただ、上限ありますので、あまり高価なところへ行った場合は、そこは頭が出たところは自己負担をお願いします。

すみません。上、高いところはどこまでというと、そういうネット等で調べると、本当に百二十何万円とか……

○池田委員長 切りがないですからね。

○山崎子育て推進課長 結構あって切りがないので……

○池田委員長 出たところは実費負担ということで。

○山崎子育て推進課長 ええ。そういったところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 1点だけ。1年以上の区内在住要件を満たしていない方は、申請まで領収書等保管してくださいということで、ここはすごい重要な部分だなと思うので、しっかり周知していただきたいなということと、あと、例えば区外に住まわれている方で、千代田区に1年以上住まわれている男性の方と結婚して引っ越してきた場合というのも、基本的には移られた方は1年以上住んでいないから領収書をしっかり残しておいてもらうという形でよろしいんでしょうか。

○山崎子育て推進課長 ちょっと、対象者の要件について我々の中でもいろいろ議論したんですけど、やっぱり複数対象者がいますと、書類的にもかなり煩雑になってしまうところで、出産した方に対しての要件にさせていただきましたので。その際にも、トータルで1年いらっしゃるだけならば、目的としても産み育てるというふうにしている観点から、一定の期間を設けさせていただきました。しっかりとその間、領収書等保管しておいていただくように、丁寧をお願いしたいと思います。

○池田委員長 はい。そのほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）の出産費用助成の申請受付の開始についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）支給事業の支給結果について、理事者からの説明を求

めます。

○前畠生活支援課長 保健福祉部資料1に基づきまして、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）支給事業の支給結果についてご報告をいたします。

項番1、概要でございます。本事業は、「重点支援地方交付金」を活用し、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として、給付金を支給する事業でございます。

項番2、内容でございます。表の左側になります低所得世帯価格高騰特別支援給付金（追加分）は、基準日現在、区に住民登録があり、世帯員全員が非課税となっている世帯に1世帯あたり3万円を給付いたします。表の右側に参りまして、低所得者子育て世帯こども加算給付金（追加分）は、「価格高騰特別支援給付金（追加分）」の支給対象世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯に、児童1人あたり2万円を追加で給付するものとなっております。

項番3、給付方法ですが、全部で3パターンございます。

まず一つ目が、通知型です。昨年、令和6年7月から10月に1世帯当たり10万円を給付した低所得世帯価格高騰特別支援給付金の給付を受けた世帯には、振込日を通知し、指定の口座へ振込をいたしました。

二つ目は、プッシュ型です。区で課税情報等を確認できる世帯には案内書類を送付し、同封の確認書を返送していただき、指定の口座へ振込をいたしました。また、こちらは案内書類に区ポータルサイト上のオンライン申請フォームにアクセスできるQRコードを記載いたしまして、オンラインでも確認書の内容をご返送いただけるようにしてございます。

三つ目は、申請型です。区が課税情報等の支給要件を確認できないものを含む世帯や基準日時点で別世帯であるが扶養する児童がいる世帯におかれましては、ご本人から支給要件を満たすことを確認できる書類を添付の上、申請を頂き、給付をいたしました。

項番4、支給世帯の内訳ですが、表をご覧ください。本給付金は4月末で申請期限を迎えまして、給付も全て完了いたしました。

まず、価格高騰特別支援給付金については、表の左から、非課税世帯が3,365世帯、生活保護世帯が254世帯、その他世帯が159世帯の計3,778世帯。こども加算給付金については、同じく表の下段左から、非課税世帯が211世帯、対象になる子ども数が323人、生活保護世帯が8世帯、対象となる子ども数が11人、その他世帯が92世帯、対象となる子ども数が141人、計311世帯、475人の児童に対して給付を行いました。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）支給事業の支給結果についての質疑を終了いたします。

次に、（2）分身ロボットOriHimeの設置について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 昨年6月の常任委員会におきまして、新規事業として開始する報告をいたしました分身ロボットOriHimeの設置につきまして、保健福祉部資料2に基づきまして報告いたします。

働く意欲がありながら、外出を伴う就労や長時間就労が困難である重度障害者等の新たな就労機会を創出するために、障害などがある方が、自宅からパソコンやスマートフォン等を操作することで就労できる、写真を掲載しておりますが、分身ロボット「OriHime」の活用を実証的に実施いたしました。

昨年度の実績でございますが、神田駿河台にあります障害者福祉センターえみふるの受付、平河町にありますちよだんごカフェの2か所に、接客対応として配置いたしました。

操作者は、身体障害、精神障害、発達障害による外出困難者7名、6月1日から令和7年1月31日まで実施いたしました。

実施報告によりますと、障害のある操作者のことをパイロットと呼ぶのですが、パイロットから「自宅にいると人と話すことが極端に少ないので、利用者様と挨拶や世間話のやり取りをすることで日々活力になった」、「毎週お会いする利用者様と共通の話題や近況を話すことで、人との関わりを強く感じられた」といった、就労への喜びの声を頂きました。

えみふるの職員からは、「受付が明るくなり明るい雰囲気 flowed」、「障害があるパイロットだから気づく利用者様へのケアなど、大変勉強になり、職員の負担軽減につながった」、「OriHimeのおかげで通所者とのコミュニケーションや笑顔が増えた」、施設を利用した方からは、「OriHimeと話をすることが通所の楽しみの一つとなった」、「障害者にもこんな働き方もあるのかと新たな発見になった」というような声を頂きました。

また、ちよだんごカフェでは、お子様とのコミュニケーションで、親御さんから感謝されるケースもありまして、子どもの居場所などでの話し相手の可能性もあるのではという報告も受けてございます。

これらの報告を受けたこと、また、私ども職員も昨年 of 常任委員会報告の際、委員長から先行導入している港区とも協力するようにとのお言葉を頂きましたので、港区のご厚意によりまして、港区役所にて勉強会も実施いたしました。

次のステップとしまして、項番4に記載のとおり、令和7年度は配置場所をえみふるのような利用者の多くが障害のある方である施設から、不特定多数が来所する区役所1階さくらベーカリーへと変更いたしまして、引き続き、働く意欲がある障害のある方の新たな就労機会を創出するために、OriHimeの活用を実証的に実施してまいります。

報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 非常にこうした分身ロボットの活用というのはいいことだと思いますし、先ほど報告あったとおり、えみふるとかちよだんごカフェではコミュニケーションも取れているということですが、

さくらベーカリーのほうなんですけれども、私も何回か買物へ行きますけれども、ちょっとね、コミュニケーションというよりは、本当に、「ありがとうございました」の一言が言えるか言えないかぐらいなんですよね。例えば今日はこういう新しいパンがありますよというご案内とか、そういったことができるように、例えば入り口の付近に場所を変えるとか、どうしても何かね、コミュニケーションというよりは、もう通過する人に、「ありがとうございました」しか言えないような感じで、ちょっと物足りないことになるんじ

やないかなと思うんで、そこはちょっと工夫が必要かなと思うんですけども。

○緒方障害者福祉課長 まず、設置場所でございますが、パン屋の前となりますと財務省との調整が必要で、まず設置できるのはパン屋の室内のみということになるというのが現状でございます。

引き続きまして、コミュニケーションのそういうやり取りでございますが、時間によりましては、かなり空いているときは、結構いろんなコミュニケーションを取ったり、ありがとうございます」とか、いろんなコミュニケーションが既に発生しているという報告は受けておりますけれども、やはり混んでいるときなどは、もちろん「ありがとうございます」の一言になっているということも聞いております。

6月2日から実施しておりますけれども、今ご指摘いただいたとおり、そうですね、今日はこういうパンがというようなお話もできるように、よりそういった情報共有ですとかパイロットさんとの共有を深めまして、より広範囲に働いていただけるように改善してまいりたいと思います。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 港区との勉強会もしていただいたということで、本当にありがたいです。どんどん広まっていけばいいなと思うんですけども。

これ、パイロットさんたちのネット上での交流とか勉強会というのは、やっていらっしゃったりするんですか。それも港区とかのパイロットさん等も含めて、その辺はどうなっていますか。

○緒方障害者福祉課長 まず、本事業につきましては、このロボットを開発したオリィ研究所に委託という形でやっておりますので、パイロットさんの研修ですとか就労についても、オリィ研究所の中で対応していただいております。今、千代田区のこの業務については、今日こういうことがあったという共有はしてもらっていますけど、そのパイロット同士に、ほかの働いている港区とかそこまでのちょっと連携まではまだ実施、やっぱり個人情報などいろいろ取り扱っていることもあるかと聞いておりますので、まずこの業務についての中のパイロット同士の共有はしてもらっていますけども、ほかの業務の共有まではやっていないというふうに聞いてございます。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 ありがとうございます。こういったロボットの取組、すばらしいなと思っております。生活の中に入って、皆さんの生活を豊かにするものであってほしいなと思います。

これまでロボットが導入されたときになかなか広がっていかない一つの要因として、タスクをしっかりと設計できないというのがあります。先ほどのフィードバックからも、多くの場合、そのコミュニケーションで生活が、コミュニケーションをしたことによってつながりが生まれたであったりとか、相手のことを知ることができたといったような人生の豊かさをもたらして、付加価値があったということは理解できます、分かったんですけども、ここでタスクをしっかりと設計することが、展開していくときに非常に重要だなと思います。

例えばここで出張販売動向というものが書いてありますけれども、パンを持っていかずに、ロボットからユーザーの方がカメラを通してパンが見れるであるとか、できないこと

ができるようになったという設計。ちょっとビジネスモデルがちょっと見えないので分からないんですけども、タスクの設計というのが非常に重要だなというふうに思いまして、この点をご考慮いただけるか、一つ聞きたいと思いました。

あと、もう一つなんですけれども、コミュニケーションというのは難しい点もたくさんあると思っております。こういったデジタルのよい点は、コミュニケーションも記録できるということだと思しますので、そのデータを解析して、どういったところ、どのようにトラブルが回避できるかであるとか、障害の特性によってどういうところに配慮できるかなど、分析などが進むといいと思いました。この点、ご検討されているかについてもお聞かせいただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 ふかみ委員のご指摘のとおり、やはり事業をやるにはタスクの設計は重要だということは強く認識しております。何しろまずやってみるところから始まっているような部分もありますので、しっかりとそういった視点を忘れずに業務に取り組んでいきたいと考えております。

2番目のデータの解析でございますが、こちらは、必ず日誌ですとかそういうのは書いて、そのときの対応、ちょっとこういうお客様は困ったとかそういうことも含めて、パイロットには提出していただいておりますので、そういった分析もして、おっしゃったとおり特性に配慮した働き方を引き続き研究してまいりたいと思います。

○池田委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）分身ロボットOriHimeの設置についての質疑を終了いたします。

次に、（3）令和6年度のねずみ対策の結果及び7年度実施内容についての理事者から説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料3、令和6年度のねずみ対策結果及び7年度の実施内容について説明いたします。

初めに、1、事業概要について説明いたします。本事業は、区内で苦情や相談が増加しているねずみの生息実態を把握し、重点地域での駆除や対策を行うことで、ねずみの生息数を減少させることを目的としております。効果的な対策を検討し、庁内の関係部署や地域住民と協働して取組を進めてまいりました。

次に、2、令和6年度に実施した対策について説明いたします。（1）実施内容の表をご覧ください。実施内容を調査、駆除、相談の3分類に分けてあります。

初めに、調査の部分から説明いたします。餌箱による喫食調査は、町会単位で餌箱を定点に設置し、餌の喫食量からねずみの生息状況を推測する調査です。調査地域は、大丸有地区などの区民があまり居住していない地域を除く全域を対象としております。夏季6月から9月と冬季11月から1月末の2回に分けて調査し、生息数の分布や、季節変化を分析しました。夏季の調査では、ねずみの駆除を兼ねた生体捕獲調査も併せて実施しております。夜間ごみ排出状況調査は、深夜時間帯のごみの排出状況を調査しております。

次に、駆除について説明いたします。重点対策事業は、苦情が多い町会単位の地域において精密な生息調査を別途実施し、その結果を基に状況に合わせた対策、具体的には町なかの清掃、ねずみが隠れやすい場所の整理整頓などを実行した後に駆除を行っております。

この事業は4か所で実施しました。

即時対策事業は、ねずみの被害額が比較的狭い地域に限定される事案について、重点対策事業に準じた内容で5か所にて実施しております。

次に、相談について説明します。個別対策事業は、区民の希望に応じ、保健所窓口での助言や必要量の薬剤などの無償配布、委託事業者による現場確認、アドバイスを実施しております。現場確認を行った事業の実施数は26件でございます。

次に、(2)実施結果について説明いたします。

初めに、①調査について説明いたします。資料の3枚目、別紙1の上段の生息地図をご覧ください。餌箱による喫食調査手法は、主に山野における野ネズミの生息状況を調査する際に用いている手法です。都市部である区内で2年連続して実施しました。

餌箱による喫食調査、生体捕獲調査の結果では、5年度と同様に、神田地区での生息が多いということは確認されましたが、6年度は、5年度の結果とは逆に、夏季よりも冬季のほうがねずみの生息が増えているという結果になり、明確な調査結果が得られませんでした。

原因として推測することは、6年度は12月まで例年より気温が高かったことや地域ごとに異なる生ごみの排出量、調査ボックスの設置条件などの違いが影響したと推測しておりますが、はっきりとした原因は不明でした。

以上より、餌箱による喫食調査による町会単位での生息実態の詳細把握は難しいと判断しました。

次に、夜間の生ごみ排出状況調査の結果について説明いたします。同じく別紙1の中段、3段目のところに写真が3枚並んでいるところがございます。これは、区内で撮影したごみの排出状況の実例の現場写真の一部を掲載しております。不適切な状態で夜間にごみが出ている箇所が散見されまして、特に繁華街において生ごみが露出状態で置かれた場所を複数確認しております。

調査結果は、町会にフィードバックするとともに、不適切な箇所については個別に排出者を調べ、改善の働きかけを現在も行っているところでございます。

次に、②駆除についてです。同じく別紙1の下段をご覧ください。重点対策地域を実施した地域の状況をまとめております。重点対策事業や即時対策事業の実施地域では、対策後にねずみの生息数が激減したほか、ねずみに関する相談、苦情も減り、有効な事業結果が得られました。この成果を維持していくために、実施済みの地域については、引き続きねずみが生息し難い環境の維持とごみの排出状況の改善確認を継続して行う必要があると考えております。

次に、③苦情相談についてです。同じく別紙1の中段の右側、2段目の右側の相談件数のグラフをご覧ください。令和6年度のねずみに関する相談件数は350件で、前年度の418件から16.3%減少しました。重点対策事業や即時対策事業を実施した地域では、相談件数が激減していることと、個別相談事業では、相談内容に応じてねずみ対策のアドバイスと一緒に薬剤などの無償配布を継続して実施してまいりました。

これらの取組により、ねずみ対策に関する区民の意識変化や積極的に協力する方が増えてきていることも件数の減少に影響していると考えております。

区民などの相談者に対して、効果がある対策や適切な殺鼠剤の使用など、正しいねずみ

対策の啓発を引き続き継続していく必要があると考えております。

最後に、3、令和7年度のねずみ対策の内容について説明いたします。（1）保健所におけるねずみ対策についてです。

①調査は、餌箱による喫食調査は今年度から実施いたしません、駆除を兼ねた捕獲調査や夜間のごみ排出状況は引き続き継続してまいります。夜間のごみ排出状況調査の結果は町会に提供し、取り扱いが悪い個所について、個別に改善を促すなど等アドバイスを行います。続いて、昨年度重点対策を実施した地域につきましては、経過観察を行いまして、ねずみの生息が増えてきている場合は、状況に応じて再度駆除を行うなどの追加対策を実施してまいります。

次に、②の駆除について説明いたします。地域単位での対策事業として、重点対策事業及び即時対応事業の対応可能数を6年度はそれぞれ5地域でしたが、7年度からは重点対策事業を8地域、即時対応事業を10地域に増やして対策を進めてまいります。個別対応事業は80か所で実施する予定としております。

次に、③区民への啓発について説明いたします。ねずみ対策に積極的に取り組んでいただける区民が増えるよう、区ホームページを充実させる、公式SNSを利用した情報を定期的に発信する、区民向けのねずみ対策講座を開催するなど、ねずみに関する啓発をさらに充実してまいります。

次に、④食品等事業者への啓発について説明いたします。生ごみを多く排出する飲食店などに対して、ごみの取り扱いに関する注意喚起を様々な講習会で行ってまいります。取り扱いに問題がある事業者に対しては、関係部署と連携して改善指導を行ってまいります。

次に、（2）企業との連携について説明します。

①一般社団法人東京クリーンリサイクル協会との連携についてです。同協会よりごみ出しルール策定など、町会や商店街が自主的に行う対策について、その側面的支援を協働して行っていくことやねずみ忌避剤入りごみ袋の使用などによる対策の提案を受けまして、令和6年1月に、公民協働推進制度による協定を締結し、鍛冶町二丁目町会地域における取組を支援してまいりました。忌避剤入りごみ袋につきましては、今年度より町会でも試しに使っていただきまして、使用感や効果についての検証を進めてまいります。

本年6月に同協会が実施した実験室レベルでの効果検証の結果の報告がありました。この中で副次的な効果ですが、ゴキブリについては明確な忌避効果が得られましたが、ドブネズミにつきましては忌避効果があるとは言えないという結果となったという報告は受けているところでございます。7年度も引き続き支援してまいります。

次に、②アース製薬株式会社との連携について説明いたします。

同社は様々な衛生害虫に対する薬剤等の製品を開発、販売している企業で、同社とは令和2年3月に地域の安全・安心で健康な暮らしに関する連携協定を結んでいるところでございます。今年度より、同社の専門家を講師とした区民向け講習会の実施とこれまでのねずみ対策で得られたデータを基にした対策の提案を依頼しているところでございます。

区民向け講習会につきましては、6月よりねずみ対策に関するミニ講習会を町会長会議、婦人部会議などの機会を利用して現在も開始しているところでございます。

以上が令和6年度と7年度のねずみ対策に関する結果及び実施予定でございます。引き続き、区民と協力してねずみ対策に取り組んでまいります。

それからあと、大変申し訳ないことがございまして、ちょっと資料で一部誤りがありませんでしたので、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。

1枚目の一番下から3行目の相談のところ、相談・苦情件数は349件というふうに上げておりましたが、これ、350件の誤りでしたので、この場で訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 前のご質問のときに、殺鼠剤について、人体に対しては悪影響が軽微であるものを使っているというふうに伺ったかと思うんですが、それに変わりはありませんでしょうか。

○市川生活衛生課長 現在、区民向けに発送しているものにつきましては、前回と同様、ワルファリン系の殺鼠剤を配布しております。

○白川委員 地図なんかを見ると、どうも日本橋川とか神田川の川沿いのところで多く発生しているように見受けられます。それで、現在の町会単位でのネットワークづくりというのがちょっと限界に来ているのかなというふうに思うんですが、ですから、例えば飲食店の協会にご協力を仰いで、区民ではないでしようけれども、一応区で営業なさっているところに駆除の協力を仰ぐという方法もあると思うんですが、それはお考えになっていませんか。

○市川生活衛生課長 まず、飲食事業者に関する組合の方については、同じく協力を求めているところでございます。あと、商店街については、今のところ商店街から直接相談があるところはあまりないんですけども、一部の商店街では、やはりねずみ対策について講習などをやっていただけないかという要望がありまして、職員がそれについて、ねずみ対策についての説明や何かは行っているところはございます。

○白川委員 私のほうで、飲食店の代表の方から、飲食店の代表に殺鼠剤を渡してもらって配布できないかということをお願いを受けて、ちょっとここで伺いたんですが、それはできないというご返事でした。

やっぱり現在の状況を見ると、完全駆除までやるというのは大変だとしても、激減させるためにはどうしても飲食店への協力というのは欠かせないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、殺鼠剤の配布につきましては、前回の委員会の際に、飲食事業者には基本的には配布しませんというふうに答弁いたしましたが、正確に申し上げますと、ねずみが現在区内にいるものはドブネズミとクマネズミというものがございまして、飲食店や何か建物の中に出てくるものについてはクマネズミが結構多いものがございます。クマネズミについては現在やっている対策ではなかなか対応はできないというところがありますので、そこについては、殺鼠剤というのは基本的には区民に対しても配布は行っておりません。

現在配布をしているのは、主に外に出る、外で生息しているドブネズミ用の殺鼠剤を配布しているところでございまして、飲食店事業者からもご自身のお店の外の周りにドブネズミが多いとかそういう相談があった場合には、無償で配布しているところでございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと、お昼なんで、短く。

先ほど令和6年度の実績で、重点対策事業のところは効果があったと言いましたが、これ、重点対策事業では、具体的に何の対策を行ったのか教えていただけますか。

○市川生活衛生課長 まず、重点対策事業におきましては、まず最初に、対象とする地域の町会や何かをもって、事前に説明会というのを開催しております。

その内容というのは、ねずみがどういうところに多く生息しているのか、ねずみを、数を減らすためには取り組まなければいけないことというのをまず一通り説明をいたします。その後をもって、実際に対策を行うということに協力いただけるという同意が得られましたら、保健所をもって、夜間のごみの状況ですとか、その地域におけるねずみがどこに、どういうふうに巣穴を作っているかということの詳細調査を実施します。

その調査の結果が出ましたら、まず、夜間のごみ出しが悪いところについては、町会の方に協力を求めて改善を促す。もしねずみの巣穴が見つかったところについては、巣穴を一つずつ潰して駆除をするというようなこと。それからあと併せて、ねずみは雑多なところ、要するに隠れるところが多いとねずみが行動がしやすくなりますので、そういったところを少しでも減らすために、町内の不要物の整理整頓、例えば路上にはみ出して置いてある植木鉢ですとか、あるいは道路の段差をなくすようにするために置かれた板の裏ですとか、あるいは建物と建物の間に不要なごみは何か蓄積していないか、そういったところを全部片づけていただいております。

それが終わりましたら、専門業者による殺鼠剤による駆除というのを大体3か月ぐらい継続しまして、その後、殺鼠剤の、毒餌の消費量が減ったところでもって、再度ねずみがどのくらい残っているかどうかというのを確認をして、ねずみがほぼ捕まらなくなったというところで終了と。大体そういった取組を行っている、そういう手順で行っております。

○牛尾委員 かなり様々なことを行っているということですが、今回5か所ということですが、4か所か、4か所ですが、この7年度は8か所に増やすと。これは、この4か所とはまた違う地域の8か所ということではよろしいですかね。

○市川生活衛生課長 一応7年度は予算上は8か所までできるように配慮いたしましたが、新たに取り組みたいということだけではなくて、5年度、6年度に取り組みだしたところでも、やはり再びねずみが増えてきて困っているというようなことがあった場合には、その地域も対象として行うことを考えております。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 生息調査の結果と捕獲調査の結果の比較なんですけども、生息調査によると神保町出張所管内はかなり多く生息が確認できたと思うんですけども、捕獲のところで見ると麴町出張所管内に次ぐ低さであったと思うんですね。この辺りの関連、リンクしていないというかつながっていないところについては、どのように分析というか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○市川生活衛生課長 その辺のところは、正直、詳しい理由というのがよく分かっておりません。例えば、今回、餌箱による調査というのは、ある意味、ねずみに餌をあげてしまっているという側面も当然ありまして、周りに食べる餌が少なかったところは、ひょっとしたら餌箱のところにある餌を見つけて多く食べていたという可能性もありますし、一方

で、周りに豊富に餌があるところについては、餌箱の餌を食べなかった。でも捕獲してみるといっぱいねずみが捕まったというような側面もあって、今回行った調査につきましては、そういった面で、先ほども申し上げましたとおり、都市部で行う調査としてはあまり有効な方法ではなかったのではないかというふうに、今考えているところでございます。

○おのでら委員 そうすると、この生息調査というのもちょっとどのぐらい意味があるのかというのは、悩ましいところではあるとは思いますが。ただ、この分布図というか色合いを見てみると、やっぱり白川委員もおっしゃっていました川沿いのところがやっぱり多いということ。それに伴って、区境でもあると思うんですね。ですので、令和7年度のねずみ対策として、例えば台東区、中央区、新宿区ですかね、この辺りの連携というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは他区はもっとやっているとか、そういったような情報というのはいかがですか。

○市川生活衛生課長 他区との連携については、今のところ情報交換をしておりますけれども、特に連携というものは至っていないところでございます。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 各区の連携という形での協働の取組という形ではないんですけども、ご指摘いただいております新宿区、台東区、中央区、それから文京区などは、やはりねずみの被害が非常に多くなっておりまして、区がそれぞれに対策を強化して取り組んでいるところでございます。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 憶測になってしまうんですけども、私が川沿いでよくねずみを見るようになったのが、築地の市場を閉鎖したときなんですね。築地の市場を閉鎖したときに、突然ねずみがぼろぼろ見るように、夏だったんですけど、ぼろぼろ見るようになって、あれ、築地の市場から逃げてきたやつじゃないかなというふうに思うんですけども。

そうすると、やっぱり中央区とは何らかのちょっと提携したほうがいいのかなと。これは全くの憶測に基づく素人考えなんですけれども、やったほうがいいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 確かにそのように我々も思ったことも正直言ってございますが、一応東京都では、築地市場を閉鎖する際に、周りにねずみが漏れないように完全に囲った上で駆除を実施しておりますので、基本的に築地にいたねずみが外に逃げ、多少はあるのかもしれないですけど、逃げていって被害が広がったというような話は、中央区とやる中でも話は聞いておりません。

で、中央区は中央区で、特に銀座地区など大規模な対策というのを千代田が開始する前から実施しておりますので、そういった方面からねずみが千代田区にやってくるということはちょっと考えにくいかなというふうに考えております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○小枝委員 生息調査があんまりという話があったんですけども、夏冬両方重ねて見たときのこの赤いところの点、位置情報というのは、割と肌感覚と一致しているというか、そうだよなという感じがするんですね。大体もう、場所決まっています、ここというのが本当に分かるし、この外神田のところと神保町のところと、この縦の赤い長いのは錦町かな、

ちょっとここは私は把握していないんですけども。それが逆に捕獲調査が、数字が出ていないところがあることのほうが、逆にどうして捕獲がされていないのかなということが、これもちょっと私の個人バイアスがかかるかもしれないですけど、気になるところです。

急ぐと思うのでまとめて言っちゃおうと、同じ神保町でも、住居の集まるほう、猿楽町なんていうのは、割とみんなネットで上をかぶせているので、ほとんど見たことないんですね。で、神保町の商店が活性化しているようなああいうところは、割とそういうネットを見たことがないんですね。だから、その辺も、何でしょう、何で青いネットを使わないのかなと思って見ていたりするんですよね。そうすると食べられないから、入りづらいとか、生息しづらいとか、もうそんなんじゃないんですかね。

あと、新しい建物が建つときに、ちゃんとビル内に夜間取りに来る収集場所をつくっているビルももうあるので、路上に放置するというのを回避していくであるとか、そこも、ちょっとそれは保健所領域ではないけれども、庁内連携が必要なんじゃないかと思っていますが、まとめてご答弁いただけますか。

○市川生活衛生課長 まず、地域によって、実際ねずみが多い、少ないところというのがございまして、やはり大きなねずみの場合、水があるところと、あと、巣を作れるところ。特にドブネズミの場合は、土が多く露出している場所があるところ、それからあと餌が豊富。この条件がそろっているところが、やはりねずみが多くいるという傾向にございます。ですので、川沿いにドブネズミが多いというのも、水がすぐに得られるということと、あと巣を作りやすい場所がある。特に日本橋川沿いにつきましては、江戸城の石垣があって、そういったところに穴が、ねずみが住めるような余地がたくさんありますので、そういったところに実際にドブネズミが多く生息するということは、こちらでも把握しているところでございます。

また、場所によって、先ほどの猿楽町や何かにつきましては、あまり飲食店があるといっても、あまり飲食店自体がそんなに神保町の靖国通り沿いよりは少ないところもありまして、恐らくそれでねずみが少ないんだらうかと、そういうふうには推測していますが、はっきりしたことは分かりません。

それからあと、よくごみにかけているカラス除けの緑色のネットなんですけれども、あれはカラスに対しては有効なんですけど、ねずみについては、成獣、大人のねずみでも2センチ隙間があればそこから侵入してしまいますし、ああいったネットの材質なんかですと簡単に食い破ることができますので、ねずみに対してはほとんど効果がないというふうには考えております。

それからあとは、庁内との連携なんですけれども、その辺のところのごみに関する問題というのは、清掃事務所ですとかそういったところ、あるいはマンションや何かのごみ置場に関しては住宅課などと、そういったところと情報交換や意見交換はしております、総合的にねずみを減らすような対策には取り組んでおりますし、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○小枝委員 これはもう最後、要望的なことなんですけれども、どうしても殺鼠剤で死なない、強いねずみのお話がありました。それがクマネズミなんですね。そうすると、その生け捕りをした方々が、区が引き取ってくれないということで非常に怒っていたんですね。いろんなルールがあると思うんですけども、やりようはあるんじゃないかなというふう

に思うので、頑張って捕獲している人たちががっかりしないように、柔軟な対応をしていただきたいという要望がありましたので、重ねてお願いします。

○市川生活衛生課長 ねずみにつきましては、死んだねずみについては生ごみ扱いということになりますので、清掃事務所に引き取って、連絡していただければ引き取っていただけますし、あるいは清掃事務所を呼ばなくとも、ご自身で直接触らないようにビニール袋や何かにくるんで、普通のごみとして捨てていただくということも可能でございます。ただ、生きたねずみに関しては、正直、どこでも、捕獲して、ちょっと預かるということは、場所もないですし、できないというちょっと問題がございます。

ただ、ねずみを、例えば殺鼠剤を食べて弱っているねずみにつきましては、しばらくそのまま動けない状態であれば、じきに死んでしまいますし、あと、粘着シートで捕獲されたねずみにつきましても、ねずみは非常に、水と食べ物、大体1日に自分の体重と同じぐらいの食べ物を食べないと生き続けられない動物ですので、1日そのまま放置しておいていただくと死んでしまいますから、そういった状態になるまでちょっと待っていただいた上で、ごみとして処理をしていただければというふうには考えております。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 地域でねずみ対策にご協力いただいている皆様のご尽力に感謝したいと思います。生きているねずみのお預かりについては、ただいま課長がご答弁申し上げたとおり、区としてもなかなか厳しい状況にはございますけども、その辺り、ご協力を頂いていらっしゃる皆様にも丁寧にご説明をしながら、引き続き対応してまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。

○池田委員長 そうですね。確かに粘着シートとかで、死んでいないねずみを捕獲した場合も、やはり処理に困るんですよ。ごみのビニールに入れろと言うんだけど、それすら手をつけたくない方は当然だし、飲食店だったり、生鮮三品は特にそうなんですけれども、その辺のところは、清掃事務所なのか保健所なのかというところはあるんですけども、対応の仕方というのも少し丁寧に取り扱っていただけると、はい、捕獲に関しては処理というのかな、いいと思いますので、よろしくお願いたします。

はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）令和6年度のねずみ対策結果及び7年度実施内容についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の2、報告事項を終わります。

次に、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時20分閉会